

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

共同住宅等検針徴収事務契約書

高山市(以下「甲」という。)と共同住宅の所有者(管理者)(以下「乙」という。)との間において共同住宅等の検針徴収事務に関し次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙及び乙の代理人は共同住宅等の給水料の特例等に関する規程(昭和 52 年高山市水道事業管理規程第 5 号)に定める事項を厳守しその他甲が指示する事項を確実に行うものとする。

第 2 条 乙は共同住宅等の給水料等の特例に関する規程の履行を怠り契約解除の通知を受けた場合は甲に対し一切異議申し立てはしないものとする。

第 3 条 検針及び徴収事務中に生じた災害等についての費用は乙の負担として甲はその補償の責任を負わない。

第 4 条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間終了の日前 1 月までに当事者の一方から別段の意思表示がないときは、更に 1 年間この契約を更新したものとし、以後毎年同様とする。この契約を証するため契約書 2 通を作成し甲乙おのおの 1 通を保存する。

年 月 日

(甲) 高山市長 印

(乙) 住 所  
氏 名 印